

環境 だより



住宅用地球温暖化対策設 置費補助金制度

令和4年度より蓄電池などの単体設
備の補助を追加しました
補助対象

地球温暖化防止対策の一環として、
次のいずれかに該当する方に補助金
を交付します。

- ①町内において自らが所有し、かつ、
居住する住宅に対象のシステムや
単体設備を設置しようとする方
- ②町内において自らの居住の用に供
するため新築する住宅にあわせて
対象のシステムや単体設備を設置
しようとする方
- ③町内において自ら居住するため建
売住宅供給者から対象のシステム
や単体設備付き新築住宅を購入し
ようとする方

※住宅が店舗等併用住宅の場合は、
延べ床面積の2分の1以上を住宅
の用に供するものに限りま

システム

次の組み合わせの設備を同時に設
置する場合

▽住宅用太陽光発電施設＋HEMS
＋蓄電池

(限度額 16万2800円)

▽住宅用太陽光発電施設＋HEMS
＋V2H

(限度額 11万2800円)

単体設備

▽住宅用エネルギー管理システム
(HEMS) 1基につき1万円

▽家庭用燃料電池システム(エネ
ファーム) 1基につき10万円

▽定置用リチウムイオン蓄電システ
ム(蓄電池) 1基につき10万円

▽電気自動車等充電設備(V2H)
1基につき5万円

※先着順で予算の範囲内で補助しま
す。

※他にも条件などありますので、必
ず設置や購入前に環境対策室にお
問い合わせください。

野焼きは

禁止されています

「近所で草木を燃やして臭いがす
る」「煙で布団や洗濯物に臭いがつ
いてしまう」など野焼きに対する苦情

が数多く寄せられています。野焼き
は、「廃棄物の処理および清掃に関す
る法律」により、以下の例外を除き

原則として禁止となっております。ま
た、一定の構造基準を満たしていな
い焼却炉についても使用が禁止され
ていますのでご注意ください。

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

▽国または地方公共団体が施設管理
をおこなうために必要な焼却

▽災害予防、応急対策、または復旧
のために必要な焼却

▽風俗習慣または宗教上の行事をお
こなうために必要な焼却

▽農林業を営むためのやむを得ない
焼却

▽たき火など日常生活を営む上で通
常おこなわれる軽微な焼却

※なお、このような例外でも煙害で
周囲に迷惑がかかる行為は指導の
対象になります。

※家庭から排出される剪定枝、草、
竹等は資源ごみとして、豊田地区、
二ツ屋地区の有機資源保管所で回
収していますのでご利用ください。

開所日

▽豊田地区 金・日曜日

▽二ツ屋地区 土・月曜日

開所時間 午前9時から正午、午後
1時から午後4時です。

※年末年始は除きます

問合せ先

環境対策室 95-1613

空家を放置すると…

空家は適正に管理されないと、周
辺環境に大きな影響を与えてしま
います。

▽老朽化した塀や壁、屋根が崩れた
り、テレビアンテナが風で落下す
る。

▽庭木の枝葉が隣の敷地や道路には
み出す。

▽枯れ草火災の恐れ。

▽野生動物が棲み付く。

▽スズメバチが巣をつくる。

▽ごみを不法投棄される。

▽不法侵入者が滞在する。

管理されていない空家は、周辺に
住む方々へ不安や迷惑を与えてしま
います。そうした空家を解消するた
め、大口町では補助金制度を用意し
ております。

詳しくは、大口町まちづくり推進
課までお問い合わせください。

問合せ先 まちづくり推進課

95-1614